

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の7	産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令	廃棄物対策課

1 処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の7に掲げられている事項。
- (2) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年9月30日条例第40号）第29条の6第2項に掲げられている事項。
- (3) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成7年3月1日規則第1号）第18条の14第2項に掲げられている事項。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。